

## 平成30年度

### 第11回和歌山市農業委員会議事録

日 時 平成30年5月11日（金曜日） 13時00分 開会  
場 所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳からの抹消について
報告事項	農地法第18条第6項の通知について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げについて
議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農用地利用集積計画について
議案第7号	非農地通知書の交付基準等について
議案第8号	和歌山市農地利用最適化推進委員について

出席委員（18名）

1 番 宇治田清治  
2 番 山本 宏一  
3 番 土橋 ひさ  
4 番 有本 太一  
5 番 曾根 光彦  
6 番 坂東 紀好  
7 番 吉中 雅三  
8 番 湯川 徳弘  
9 番 藤井 幹雄  
1 1 番 和田 好夫

1 2 番 藤井 高  
1 3 番 廣井 伸多  
1 4 番 辻本 傑  
1 5 番 吉川 松男  
1 6 番 大河内壽一  
1 7 番 山本 茂樹  
1 8 番 谷河 績  
1 9 番 中村 弘

欠席委員（1名）

1 0 番 岩橋 章

出席職員

農業委員会事務局

局 長 田村 佳紀  
課 長 奥谷 知彦  
副 課 長 清滝 篤樹  
班 長 中川 拓哉  
企 画 員 井口小都美  
事務副主任 殿元 輝之  
事務副主任 稲垣 良典  
事務副主任 東 健太  
主 事 河原 千春

13時00分 開会

◆田村局長 定刻が参りましたので、第11回農業委員会総会を開催いたします。

谷河会長よろしく願います。

◆会長(谷河 績) ただいまより、第11回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中18名で、定足数に達しておりますので総会は成立しています。

去る4月27日、曾根委員、吉中委員、藤井幹雄委員、山本茂樹委員さんによりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしく願います。

なお、岩橋委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、大河内委員、山本茂樹委員に願います。

なお、各委員さんをお願いいたします。発言がある場合は挙手の上、議長指名後に発言をお願いいたします。それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明いたします。

◆稲垣副主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、15件ありました。内容は全て相続による所有権の取得です。

また、本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項につい

て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について説明いたします。

◆殿元副主任 番外、説明します。

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更が1件ありました。以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳からの抹消について説明いたします。

◆殿元副主任 番外、説明します。

調査の結果、農地賃貸借契約等登録台帳の適正管理に伴う事務手続きの特例措置に関する要綱に基づく案件が4件ありました。

No1は、昭和・・年に道路公団に買収され高速道路の区域内となり、また地目も公衆用道路となっております。

No2は、昭和・・年に約半分が道路公団に買収され高速道路となっております。また、残りの半分は小作人の・・に所有権が移転しているため、自己所有地の耕作権となり、さらにその後倉庫が建ち、宅地に地目が変わっております。

No3は、市道・・・線の道路区域内に位置し、道路法による私権の制限を受けております。

No4は、昭和・・年に3条許可にて前所有者・・氏より・・氏に所有権移転され

た農地であり、土地所有者履歴を調べても台帳上の貸人である・・・の記述は見当たらない。これらのことから台帳上の貸借借契約は成立しないと考えます。

上記理由によりそれぞれ台帳より抹消するものです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の通知について説明いたします。

◆殿元副主任 番外、説明します。本件は、農地法第18条第6項の貸借借の合意解約通知が3件ありました。なお、N○3については利用権の解約です。

また、N○1は報告事項農地法第5条届出のN○14と関連、N○2は議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてのN○5と関連しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で2件ありました。平成30年4月9日付、19日付で受理通知書を交付しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で17件ありました。平成30年4月9日付、19日付、5月1日付で受理通知書を交付しています。

なお、N○3、16は開発許可済です。また、N○8、13、17は使用貸借権設定です。またN○6は貸借借権設定です。

なお、N○14は、報告事項 農地法第18条第6項の通知についてのN○1と関連しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農用地利用配分計画の認可について、説明いたします。

◆稲垣副主任 番外、説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の規定に基づき、県知事より認可されたもので、2件ございました。合計面積は田が5,000㎡です。

なお、3月30日付けで県知事による認可済みです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げについて説明いたし

ます。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件については、農地法第5条による市街化調整区域内の農地転用の許可に係る申請の取り下げが1件ありました。

平成30年3月22日付で受付した分について、3月28日に事情聴取を実施し、申請理由に不備があったことを担当委員から指摘したところ取り下げとなったものです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について提案いたします。

◆河原主事 番外、説明します。

机上に対象農地の写真を配付しておりますのでご覧ください。

本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があります、借受予定者から証明願が1件ございました。対象農地は田のみで面積は・・・㎡です。遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。

なお、対象農地については議案第6号No2で利用権の設定を上程しております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます

ので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について提案いたします。

この議案につきまして、No5を先議とさせていただきます。大河内委員一時退席をお願いします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

本件につきましては、非農地証明の交付基準に基づき、証明願の提出がありました。

No5 平成・・・年頃より農業用倉庫として利用している

また、こちらについては、非農地証明の交付条件（5）の土地であって（7）及び（8）の条件を満たしていると思われます。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号No5について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号No5は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について、No1からNo4について提案いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

本件につきましては、非農地証明の交付基準に基づき、証明願の提出が4件ありました。

No1 昭和・・・年頃より共同住宅、車庫として利用している

No2 昭和・・・年頃より共同住宅として利用している

No3 平成・・・年頃より農業用倉庫として利用している

No 4 昭和・・・年頃より住宅として利用している

また、No 1からNo 4については、非農地証明の交付条件（5）の土地であって（7）及び（8）の条件を満たしていると思われまふ。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、No 1からNo 4の説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号No 1からNo 4は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について提案いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で7件ありました。

No 1からNo 7については、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作を行い、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

また、No 5とNo 6は互いの土地を交換するもので、報告事項「農地法第18条第6項の規定による通知について」のNo 2と関連しています。

なお、No 7については、新規就農のため、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので担当の委員さんから報告があります。

◆会長（谷河 績） No 7につきまして、

現地調査並びに事情聴取を行っておりますので吉中委員さん報告願います。

◆7番（吉中雅三） 報告します。先月25日に事務局の東さんの案内で曾根委員と私で現地調査を行いました。事情聴取については先月27日に曾根委員と私で実施しました。

所在については・・・、菖蒲ヶ丘団地の・・・mに位置し、申請物件、・・・番地と・・・番地が接続していました。

現況は竹、ミカン等が植栽してありました。周囲には渡し人所有の山と南側にブドウ、・・・の畑があり取得により周囲の農地に及ぼす影響はないと思ひました。

もう1か所の・・・番地は県道・・・線より・・・m位入ったところに位置し、現況はリンゴとブルーベリーが植栽されてきました。周囲は竹藪に囲まれているため周囲の農地に及ぼす影響は少ないと思ひました。

事情聴取当日、行政書士の・・・氏と申請人の・・・氏が出席してくれました。申請理由については、本件土地計・・・㎡は現在、受贈者であり農業後継者である申請人が既に耕作管理しているため、今般所有者である・・・さんから申請人に贈与を行うものであるとの事でした。 　なお、受け人である申請人と渡し人との関係は孫と祖母であります。申請人の職業はサラリーマンで、農業の従事人は本人と父の2人で行うとのこと。また通作時間は・・・から自動車で・・・分位だそうです。年齢は本人・・・歳、父・・・歳とのこと。また農機の所有は軽四、草刈機、動噴を所有しているとのこと。農業経験は1年半前から・・・所有の・・・にある畑で野菜を栽培している

そうです。誓約書も添付してくれています。

現調委員の所見としては、竹藪や笹が繁茂した土地を開墾して果樹を植栽したとのことで、今後維持管理に労力がかかると思われ、少しその点は危惧する面があります。しかし、若く意欲がある申請人に農業を継承してもらうほうがよいと考えますので、この申請については適当であると思います。

委員皆様の慎重審議をよろしく願います。以上、報告を終わります。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について提案いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

No 1 申請地は、川永地区・・・、川永小学校の・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未満のため第2種農地に該当します。現住居に駐車場がないこと、また、営んでいる・・・にて活用するため、駐車場として転用するものです。

No 2 申請地は、西和佐地区・・・、西和佐小学校の・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未満のため第2種農地に該当します。現在ある農業用倉庫の隣に、作業に使用する車の駐車場として転用するものです。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

No 1 申請地は紀伊地区・・・、紀伊駅の・・・mに位置し、概ね300m以内に鉄道の駅がある、第3種農地に該当します。申請者は建設業を営んでおり、従業員の増加による駐車スペースの拡大に伴い、資材置場が不足する状態になっていました。不足解消のため、土地を探していたところ適地が見つかったので転用するものです。なお、賃借権設定です。

No 2 申請地は山口地区・・・、山口小学校の・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は現在、両親とともに居住しており、結婚を機に、実家の近隣にある当該申請地へ新たに住宅を建築するため、転用申請をするものです。なお、使用賃借権設定です。

No 3 申請地は山口地区・・・、山口小学校の・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は現在、賃貸住宅に住んでいますが実家に近く、・・・名義の農地に住宅を建てるため転用するものです。なお、使用賃借権設定で開発許可申請中です。

No 4 申請地は川永地区・・・、誠佑

記念病院の・・・mに位置し、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人は現在、賃貸住宅に居住しており、子供の誕生を機に、実家に近い当該申請地へ新たに住宅を建築するため、転用に申請をするものです。なお、使用貸借権設定で開発許可申請中です。

No5 申請地は川永地区・・・、誠佑記念病院の・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未滿のため第2種農地に該当します。申請は不動産業者及び中古車販売業者の共同によるもので、交通の便や土地の規模から適地である本申請地にて中古車販売の店舗として転用の申請をするものです。なお、賃借権設定で、開発許可及び特定事業許可申請中です。

No6 申請地は川永地区・・・、川永小学校の・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未滿のため第2種農地に該当します。申請者は不動産業を営んでおり、申請地の・・・に隣接している既存の分譲地への通路として転用するものです。なお、当該申請地はずでに造成工事が開始されているにもかかわらず、申請書類への始末書の添付がありませんでした。

ここで、机の上に置いてあります議案第5号No6関連の資料をご覧ください。2人で1枚ご用意しておりますので共同でご覧ください。資料には写真が2枚あり、上の写真は申請書類に添付されていたもので下の写真は事務局で現場を確認した際に撮

影したものです。ご覧のとおり同じ場所ではありませんが、既にバラス等が敷かれており事前着工にあたるのではないかと考え、慎重な審議が必要となるのではないかと考え、資料を用意させていただきました。

No7 申請地は小倉地区・・・、高積中学校の・・・mに位置し、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人は現在マンションに住んでいますが、今回、実家及び耕作地に近い当該申請地へ新たに住宅を建てるべく転用の申請を行うものです。なお、使用貸借権設定です。

No8 申請地は西和佐地区・・・、河南総合体育館の・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未滿のため第2種農地に該当します。申請者は土木業を営んでおり、現在借地に事務所を設けており、自社所有の事務所及び倉庫を探していたところ、インターに近く、交通の便が良い適地が見つかったため転用の申請を行うものです。なお、開発許可申請中です。

No9 申請地は三田地区・・・、三田小学校の・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未滿のため第2種農地に該当します。申請者は不動産業及び造園業を営んでおり、申請者の会社を周知するための看板用地として転用の申請を行うものです。

No10 申請地は岡崎地区・・・、竈山駅の・・・mに位置し、概ね300m以内に鉄道の駅がある、第3種農地に該当し



ます。申請者は建設業を営んでおり、・・・工事で掘削時の土砂の仮置き場として転用の申請を行うものです。なお、許可日から3か月の一時転用及び賃借権設定です。

No11 申請地は岡崎地区・・・、岡崎前駅の・・・mに位置し、概ね300m以内に鉄道の駅がある、第3種農地に該当します。申請者は不動産業を営んでおり、住環境に適した場所である当該申請地を分譲住宅として転用しようとするものです。なお、開発許可申請中です。

No12 申請地は安原地区・・・、岡崎前駅の・・・mに位置し、概ね300m以内に鉄道の駅がある、第3種農地に該当します。申請者は不動産業を営んでおり、交通の便が良く、住宅が増加している地域にある当該申請地を分譲住宅及び貸店舗として転用しようとするものです。なお、開発許可及び特定事業許可申請中です。

No13 申請地は安原地区・・・、安原小学校の・・・mに位置し、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請者は建設業を営んでおり、資材の増加に伴う資材置場の不足を解消するため当該申請地を資材置場として転用しようとするものです。なお、隣接農地の方の同意の無い申請であったため、藤井幹雄委員、山本茂樹委員に現地調査並びに事情聴取を行っていただいたところ、同意が得られるように事業計画を見直すこととなり、先日取下げ願いが事務局に提出されたため、本申請は取下げとなります。

No14 申請地は安原地区・・・、東中学校の・・・mに位置し、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請者は金属加工業を営んでおり、当該申請地の・・・隣接地にて金属及び電線の加工を行っている。現在、廃材の置場が不足しており、その解消のため本申請地を資材置場として転用するものです。

なお、No5及びNo14については、藤井幹雄委員、山本茂樹委員により現地調査並びに事情聴取を行っておりますので担当の委員さんから報告があります。

◆会長（谷河 績） No5につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので藤井幹雄委員さん報告願います。

◆9番（藤井幹雄） 報告します。山本副会長と現地調査及び事情聴取を行いました。またネットワーク会議の関係で谷河会長も同席いただいております。

申請地は、多分皆さん通ればすぐわかる場所だと思いますが、国道24号線のバイパスで七瀬川橋の・・・mに位置しております。・・・名の地主が所有している合計・・・筆の田畑です。近隣には自動車販売店等自動車関連の事業所が集中している地域であり、本申請地のすぐ東隣にも現在別の中古車販売店が大規模な開発を行っているところです。

申請人の・・・は・・・の経営母体であり、それ以外にも不動産デベロッパーとして営業している、・・・の100%子会社です。年商は・・・円、従業員数は・・・名のしっかりした会社であります。

本件の申請では地主から・・・が一  
旦・・・年の定期借地契約を結び、・・・と  
いうとわかりませんが、中古車販売店  
の・・・に転貸するという契約になってお  
ります。計画では・・・㎡の敷地に中古車  
センターを予定しており、約・・・㎡の事  
務所兼ガレージを置き、他の部分は  
約・・・台の露天中古車展示スペースとな  
っております。雨水については敷地の北端  
に調整池を設置し、そこから南側の国道と  
の間の水路に流す計画となっております、1時  
間当たり100mmの雨に耐えられるとの  
ことです。この点は開発許可の際に審査さ  
れると思われまます。現在、来年2月の営業  
開始を考えているとのことです。

隣接同意の関係では、東側は先ほどお話  
したとおり既に開発されており農地ではあ  
りません。南側は国道であります。西側につ  
いても道路と接しております。北側につ  
いては開発許可の関係で国道から100m  
ということで残地が残ります。その部分  
は貸主の農地が残るということになり、同  
意も特に支障がないということです。

近隣の状況から考え、本申請は特に問題  
がないと現地調査及び事情聴取した2名の  
委員としては考えていますが、皆さんのご  
意見を基にご審議をお願いします。

◆会長（谷河 績） 続いてNo14につ  
いて、山本茂樹委員さん報告願います。

◆17番（山本茂樹） 報告します。4月  
27日に藤井幹雄委員とともに現地調査並  
びに事情聴取を行いました。

申請者は和歌山市・・・の・・・です。  
この会社は・・・のグループ会社で設立は  
平成・・・年・・・月です。資本金は・・・円、  
従業員数は・・・人、年間売上額は・・・

円です。事業内容は主に金属の加工・成形  
を行っております。

申請内容は金属の加工・成形の際に金属  
の廃材が出ますが、それを工場の空きスペ  
ースに置いているのですが、工場内の整理  
整頓ができず安全性にも欠けていることか  
ら隣接地を購入し、金属の廃材置場として  
使用したいとのことです。農地の売り主も  
高齢のため耕作が困難となり譲ってもよい  
とのことで話がまとまったそうです。

申請地は和歌山市・・・番地・・・、地目  
田、面積・・・㎡で東中学校の・・・m、  
市道・・・線沿いにあります。第1種農地  
に該当しますが、集落に接続して設置され  
る業務上必要な施設ということで許可要件  
に該当します。隣接農地の同意も排水の同  
意も得ており問題ないと考えますが、慎重  
な審議をお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます  
した。

議案第5号について説明が終わりました  
が、No6については配付した資料のと  
おり事前着工のため1か月保留とし、事情聴  
取を行う。その他は可決ということでよろ  
しいでしょうか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます  
ので、議案第5号No6を1か月保留とし、  
その他は可決と決定しました。

議案第6号 農用地利用集積計画につ  
いて、提案いたします。

◆中川班長 番外 説明いたします。

まず、はじめに、本日No9からNo1  
1について、借り人から事情により取り下  
げの意向がありましたので、取下げとさせ  
ていただきます。本件は、農業経営基盤強

化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が14件となりました。

No7、No17が賃借権の設定で、その他は使用貸借権の設定です。また、No13からNo17については農地中間管理事業による和歌山県農業公社との賃借権の設定です。面積は田が18,786㎡、畑が2,086㎡で、合計20,872㎡ございました。面積を変更しております。なお、No2からNo3、No4からNo6については新規就農となり、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので担当の委員さんより報告がございます。以上です。

◆会長（谷河 績） No2からNo3につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので吉中委員さん報告願います。

◆7番（吉中雅三） 報告します。先月27日に曾根委員と私で現地調査及び事情聴取を行いました。事情聴取には東山東担当の農地利用最適化推進委員の矢田浩二委員にも加わってもらいました。

この申請は、申請者の・・・さんがNo2、No3の物件に期間・・・年の条件で使用貸借権を設定し新規就農するものです。現地は・・・から・・・mに位置し、現況としてはNo3についてはパイプハウスが・・・棟建っていました。No2については・・・番地で議案第1号No1と関連があり、先ほど事務局からの報告がありましており、遊休農地の証明願が提出されています。・・・番地・・・については水田の状態でした。申請動機については、申請者は・・・県にある・・・を卒業して食用の花に興味を持ち、食卓に食用花を彩り、食卓をバラエティ豊かにする食文化を普及

したいとの夢を持ったのがきっかけのことです。また山東まちづくり会の・・・さんの紹介で土地を借りることができたことです。申請者の現在の職業は・・・や・・・でアルバイトをしながら出入り業者やバイヤーさんから花の情報を教えてもらって、食用花の流通・販売を研究しているそうです。農業の経験については、花博で携ってきたそうです。通作時間は有本から山東まで約・・・分、農機具保有状況については、トラクターはリースを行い、エンジンポンプや自動噴霧器は購入予定のことです。作付・販売計画はガーベラ、ワラン、ビオラ、金魚草、パンジー等を作付し、販売計画は・・・の・・・市場に出荷する予定だそうです。営農計画書も添付されています。

私は食用花の栽培については全くわかりませんが、申請者は・・・歳と若く食用花についても十分研究し、就農にかける意欲は人一倍で、将来は借りた農地全体にハウスを建てたいとのことでした。

現調委員の所見としては、申請者にチャンスを与えてあげたいと思いました。委員の皆様のご慎重審議をよろしく願います。

以上報告を終わります。

◆会長（谷河 績） 続いてNo4からNo6について曾根委員さん報告願います。

◆5番（曾根光彦） 報告します。先月27日に吉中委員、事務局職員2名とともに現地調査及び事情聴取を行いました。

今回の申請内容は新規就農であります。申請人は以前からこの土地を借りて作付けを行っております。申請地は和歌山市・・・番地・・・氏、同・・・番地・・・氏、同・・・番地外・

筆・・・氏より借り入れ、野菜等の栽培を行うということです。申請人の・・・氏は・・・の職員であり、以前より申請地で耕作しておりましたが今回利用権設定申請に至りました。申請地は県道・・・線の・・・mに位置し、野菜等の耕作に最適な土地であると思われます。また、申請人は農業に対する意欲が感じられ、何ら問題ないものと思われますが、委員の皆様の慎重審議をよろしく願います。

以上報告を終わります。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第6号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 非農地通知書の交付基準等について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明します。

別紙を同封しお配りしています。ご確認下さい。

第9回農業委員会総会で説明させていただき、また、4月10日での農政・農地問題調査研究小委員会で意見交換いただいた、今後、農業委員会で取り組むべき非農地判断業務についての事務処理等について、別紙のとおり提案いたします。

なお、これまで説明させていただいた内容には特に変更はありませんが、タイトルについては、現行の「非農地証明書の交付基準等について」に照らし、「非農地通知書の交付基準等について」といたしました。

また、小委員会での内容については、藤

井副委員長から報告がございます。以上です。

◆会長（谷河 績） 農政問題調査研究小委員会、藤井高副委員長さん報告願います。

◆12番（藤井 高） 報告します。

非農地判断について

・事務局から資料に基づき、非農地判断に係る事務処理要綱（案）についての説明を行った。

・非農地判断を行う対象農地について、自然に荒廃した遊休農地であること、20年以上前から森林の様相を呈しているものであることについて理解・了承され、事務局が示す案について了承された。以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第7号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

議案第8号 和歌山市農地利用最適化推進委員について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明します。

机上に議案第8号を配付していますので、ご確認下さい。

農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、3月5日から4月13日まで募集しておりました農地利用最適化推進委員につきまして、3名の応募がありました。

農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱第3条により会長、副会長、辻本委員3名の選考委員により、4月25日に書類・面接審査を行った結果、議案のと

おりとなりました。審査内容については選考委員さんから報告がございませぬ。

◆会長（谷河 績） 選考委員の山本茂樹委員さんより報告願ひませぬ。

◆17番（山本茂樹） 事務局説明のとおり、選考委員3名にて慎重に書類・面接審査を行った結果を私から報告させていただきます。

3名の方の申請があり、書類審査並びに意欲、地域の把握、機動力、交渉力、農業の知識等について、面接にて聴き取り、審査を行いました。

審査の結果、3名とも推進委員としての熱意があり、選考に大変苦慮しましたが、選考委員全員の総合的な評価により、議案にしめされた方となりました。

以上、報告いたします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第8号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませぬか。

◆8番（湯川徳弘） 役員の選出で地区割りをしているのですが、今回は有功地区ですよといった具合に。そういうのは今後どうなりますか。全地区から1人ずつなら一番良いのですが定員の加減でできないのはわかるのですが。

◆会長（谷河 績） ただいまの質問ですが山本副会長からの報告どおり、審査の結果3名とも推進員として熱意があったのですが全員にしてもらうわけにはいきませぬので1名ということでご了承いただきたいと思ひませぬ。有功・直川の女性の方でございませぬ。ご了承いただきたいと思ひませぬ。

他に何かご意見、ご質問ございませぬか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようございませぬので、議案第8号は可決と決定しました。

議案については以上です。

その他、何かございませぬか。

「なし、との声。」

それでは、ご質問がないようございませぬので第11回総会を閉会いたします。長時間ありがとうございました。

14時10分 閉会